

令和4年11月24日

新たな広聴制度を開始します ～市民の声を開かれた市政に反映～

福島市では、開かれた市政の推進に寄与する広聴制度について、これまでの市長直通便に変わる新たな制度「市民の声」を開始し、広く市民の意見や要望を受け付けると同時にその内容を共有していくことで市民共創を図ります。

記

1. 改正主旨／これまで、市民の皆さまからのご意見等について、個人間での対応としていたが、その内容を市のホームページに掲載し共有化することで、市の考え方を広く周知することが可能となり、市民の疑問の解消を図り、より有効な提言などの掘り起こしにつなげる。
2. 制度名称／市民の声
3. 制度概要
 - ① 回答は意見の要旨と一緒にホームページに掲載する
 - ② 提出者に対しては希望により、ホームページ掲載の連絡等を行う
 - ③ 市の施策に反映できると判断できる有用な提案は個別回答も行う
 - ④ 受付方法は、電子メール、FAX、郵送で行う
4. 開始時期／令和5年1月1日（ホームページ） ※窓口は1月4日
5. 様式設置／各支所・出張所、各学習センター、広聴広報課、本庁1階総合案内など、従前制度同様の場所に設置
6. その他
 - ① 新たな広聴制度の開始に伴い、現行制度の市長直通便は12月23日で受付停止。※ただし郵送の場合は同日消印有効。
 - ② 市の各事業に関する問い合わせ、個別に回答を希望する事案などは、これまでどおり、直接担当課に問い合わせさせていただく。

担当：広聴広報課

課長 清野、主任 松川

電話 024-525-3710(直通)

令和5年1月1日スタート
新たな広聴制度

市民の声



市民の皆さまからのご意見等について、個人間での対応に留まっていたものを、市のホームページに掲載し共有します。

市の考え方を広く周知することで、市民の皆さまの疑問等の解消を図り、より有効な提言などの掘り起こしにつなげる。

- ① 回答は意見の要旨と併せて市のホームページに掲載する。
- ② 提出者に対しては希望により、ホームページ掲載の連絡等を行う。
- ③ 市の施策に反映できると判断できる有用な提案は個別回答も行う。
- ④ 受付方法は、電子メール、FAX、郵送で

市長直通便は12月23日(金)で受付停止。※郵送の場合は消印有効。

※市の各事業に関する問い合わせ、個別に回答を希望する事案などは、これまでどおり、直接担当課に問い合わせいただく。